⑶　ヒアリングに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るヒアリングを実施する。

ヒアリングは競争参加者から提出された技術提案の内容において、発注者が設計図書に示す要求性能や施工条件を満たさない事項があると判断した事項について、競争参加者の意図を確認し必要に応じて技術提案の改善を要請する協議を行うものである。なお、技術提案の改善は、競争参加者からの自発的な改善も認める。

⑷　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目及び内容について提出するものとし、資料は説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案書の提出が無かった場合、ヒアリングに参加しなかった場合、提出された最終技術提案書に１項目でも提案が無かった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、「不適格」とし、交渉権者として選定しない。

また、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。ただし、説明書に記載する事項は除く。

技術提案の評価項目は次のとおりである。

①　全体計画の妥当性

②　発進基地の施工方法、および施工時の品質管理と安全対策

③　外殻部の施工方法、および施工時の品質管理と安全対策

④　躯体の施工方法、施工時の品質管理と安全対策、および完成時の長期健全性

⑤　褄壁の施工方法、施工時の品質管理と安全対策、および完成時の長期健全性

⑸　優先交渉権者の選定　記３⑷による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。評価値が同等の者が２者以上あるときは、くじ引きにより上位順位者を決定する。

ただし、複数の技術的視点で詳細な技術的検討・検証を加え、更なる工法の確実性、安全性を高めるため、本工事（以下「合流部工事」という。）及び東日本高速道路株式会社が同時に発注する中央ジャンクション北地中拡幅（南行）工事（以下「分岐部工事」という。）に重複して申請書を提出し、「外殻部の施工」及び「躯体の施工」に係る技術提案が同一の内容で応募している場合は、先行工事で優先交渉権者に選定された単体又は特定共同企業体の構成員を含む特定共同企業体は、原則として後行工事の優先交渉権者に選定しないものとして取り扱う。また優先交渉権者の選定は、施工延長の長い合流部工事を先行して行うものとする。

なお、「外殻部の施工」に係る技術提案のうち「外殻部の施工方向」、「外殻部の施工方法」及び「外殻部の発進・到達の考え方」と、「躯体の施工」に係る技術提案のうち「地山の安定性・止水性確保の方法」、「内部掘削時の外殻構造」及び「躯体の構造・構築方法」が、すべての項目において基本的に同一の内容で応募した場合を、同一の技術提案として取り扱う。

４　設計業務における契約の相手方の決定方式等に関する事項

⑴　設計業務の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、設計業務の見積書を作成し、⑵で指定する期日までに提出すること。提出された見積金額が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、設計業務の契約の相手方とする。

⑵　設計業務の見積りの日時及び場所

①　日時及び場所

日時　説明書による。

場所　説明書による。

②　見積りの日時に変更がある場合は、優先交渉権者に通知する。

５　基本協定の締結に関する事項　設計業務の契約にあわせて、次の協定を締結するものとする。

「東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅（北行）工事に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）

６　価格等の交渉

⑴　工事契約の締結に向けた価格等の交渉の手続等については、基本協定書による。

⑵　交渉が不成立となった場合変更の手続等

①　手続　前項⑴に基づき提出された工事見積書等の内容について、提示した参考額又は発注者としての予定事業規模との間に著しい乖離があり、その乖離理由の妥当性が認められない場合や、その他価格等を見直す必要がある内容について見直しに応じない場合は価格等の交渉を不成立とする。

交渉が不成立となった場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者になった旨を通知する。

交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、記４及び５の記載に基づき設計業務の契約の相手方の決定に係る手続及び基本協定書の締結を行うものとする。以降、協議が成立するまで次順位以降の者とこれと同様の手続を行う。

②　配置予定技術者の取扱い　次順位以降の交渉権者と設計業務の契約を締結する場合は、申請書の提出時と同等の資格がある者に限り、配置予定技術者の変更を認めるものとする。なお、同等の資格がある者とは、記２⑸及び⑹に示す競争参加資格を有する者に限る。

７　工事における契約の相手方の決定方法等に関する事項　工事の契約の相手方の決定方法等については、基本協定書（案）による。

８　手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社 東京支社　総務企画部　契約チーム　電話 03―5776―5600（代表）

⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法　競争参加希望者には、説明書、調査等請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、基本協定書（案）、基本性能・基本条件書、設計図書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①　交付期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

②　交付場所　記８⑴に同じ。

③　交付方法　設計図書等はＣＤ―Ｒにより無料で交付する。

⑶　申請書、確認資料、競争参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）の提出期限、場所及び方法　競争参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る）、確認資料を添付した申請書を提出するものとする。なお、確認資料は説明書に基づき作成するものとする。

①　提出期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑷　技術提案書作成説明会の開催時期、開催方法

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　説明書による。

③　参加申込方法　説明書による。

④　申込先　記８⑴に同じ。

⑤　その他　技術提案書作成説明会場所は追って通知する。

⑸　技術提案書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑹　ヒアリングの開催期間、開催方法

１）技術提案のプレゼンテーション

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　説明書による。

③　その他　プレゼンテーションの日時及び場所等は追って通知する。

２）　技術提案確認協議

①　開催期間　説明書による。

②　開催方法　説明書による。

③　その他　技術提案確認協議の日時及び場所等は追って通知する。

⑺　最終技術提案書及び設計業務参考見積書の提出期限、場所及び方法

①　提出期間　説明書による。

②　提出場所　記８⑴に同じ。

③　提出方法　記８⑴に郵送すること。

⑻　工事の見積り合せの日時及び場所　日時及び場所は、別途通知する。

９　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。